

旧優生保護法の不妊手術等にかかる相談窓口の設置について

平成30年4月3日
京都府こども総合対策課
電話 075-414-4631

旧優生保護法に基づき行われた「不妊手術」等については、厚生労働省において実態調査を前提とした関連資料の保全依頼が行われるなど、対応が検討されているところです。

京都府では、国における調査に先立ち、御本人や御家族のご事情や悩み等について、丁寧にお伺いするため、4月4日（水）から旧優生保護法の不妊手術等にかかる電話相談窓口を設置しますので、お知らせします。

御相談をいただいた御本人や御家族については、今後、国における調査実施や救済措置の提示があった場合等にはご案内させていただきます。

- 1 開設日 平成30年4月4日（水）
- 2 開設時間 毎週月曜日～金曜日（祝日を除く）
9時～12時、13時～17時
- 3 開設場所 京都府健康福祉部こども総合対策課内
- 4 相談方法 **電話相談**
☎ 075-414-4580
- 5 相談内容
 - ・旧優生保護法の不妊手術に係る御本人や御家族からの相談
 - ・国の対応についての情報提供

